

ガス事業法に基づく報告徴収等の結果について

平成 22 年 7 月 2 日

関東経済産業局

関東経済産業局は、藤岡市・高崎市ガス企業団に対し、ガス事業法に基づく報告徴収を実施したところ、同企業団において、ガス事業法に基づく認可を受けた供給約款に規定する本支管及び供給管について、不適切な資産管理を行っている事実が認められた。

この結果を受け、当局は本日（7月2日）、同企業団に対し厳重注意を行うとともに、是正措置、再発防止策の内容及びその結果を速やかに報告するよう指示しました。

1. 経緯

(1) 関東経済産業局（以下、「当局」という。）は、藤岡市・高崎市ガス企業団（以下、「企業団」という。）から、企業団ガス供給条例及び一般ガス供給約款（以下、「供給約款」という。）に規定する本支管及び供給管について不適切な資産管理を行っている事実があると報告を受けた。当該行為は、ガス事業法（以下、「法」という。）第20条の規定に抵触する可能性がある。

(2) これを踏まえて、当局は企業団に対し、平成22年5月31日付けで法第46条第1項に基づく報告徴収等を行い、同年6月14日付で企業団から報告を受けた。

2. 報告徴収において確認された不適切な事実

【供給約款等による供給義務について】

企業団は、法第17条第1項の認可を受けた供給約款等において公道上に埋設する導管等を企業団の所有としているが、現時点において当該本支管及び供給管が企業団の資産として計上されずに、不適切な資産管理の事実が、277件確認された。かかる行為は、法第20条（供給約款等による供給義務）違反に該当するものと判断される。

原因類型別は、以下のケースであった。

① 当初から公道であったところに内管扱いとして埋設し、企業団資産として計上していない。

（昭和38年度～平成6年度）

② 当初は私道（私有地）であったものが、その後公道認定されたが、企業団資産として計上していない。

（昭和38年度～平成6年度、平成10年度～平成19年度）

- ③当初は私有地として内管扱いしたが、導管入替え時点で公道認定されているにもかかわらず、内管扱いとして処理し、企業団資産に計上していない。
(平成13年度)

3. 今後の対応

当局は、本日(7月2日)、企業団からの報告徴収等により確認できた「不適切な資産管理」について、法第20条の規定に違反するものとして、企業団に対し嚴重注意を行うとともに、是正措置、再発防止策の内容及びその結果について報告するよう指示した。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局

資源エネルギー環境部 ガス事業課

担当者：関根、村山

電話：048-600-0411 (直通)

(参 考)

(藤岡市・高崎市ガス企業団の概要)

①事業許可年月	昭和38年2月
②代 表 者	企業長(藤岡市長) 新井 利明(あらい としあき)
③事業所所在地	群馬県藤岡市藤岡1971番地2
④電 話 番 号	0274-22-1207
⑤総 資 産	2,288百万円
⑥職 員 数	22人
⑦供 給 区 域	群馬県藤岡市、高崎市の一部区域
⑧需 要 家 数	10,885個(取付メーター個数)
⑨ガス販売量	7,650千m ³ /40.3MJ
⑩ガス売上高	786百万円

【供給約款】

平成11年11月改正により、「供給規程」から「供給約款」に名称が変更したが、ガス供給約款は、ガス事業者が一般の需要に応じて導管によりガスを供給しようとするときのガス料金その他の供給条件を定めた約款。ガスの供給は、ガス事業者と多数のお客様各々との契約にもとづいて行われるが、その場合、ガス事業者が取引の都度、個々のお客様と供給条件を協議決定していたのでは、その手続が繁雑なばかりでなく、公益事業としてお客様の取扱いに公平を期すことが困難となるので、ガス事業者はあらかじめ定型化した契約内容である供給約款を定め、これに従ってガスの供給を行っている。

【用語の定義】

「本支管」「供給管」「内管」等の供給約款で使用する用語は、ガス事業者の供給約款において定義されている。

(現行の約款)

- (1)本支管 導管のうち、原則として公道(道路(道路法(昭和27年法律第180号)その他法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいう。)に並行して公道に埋設するものをいい、付属するバルブ及び取水器を含む。なお、次に掲げるすべてを満たす私道に埋設する導管について、将来企業団が当該設備の変更や修繕を行うに関し、あらかじめ当該場所に係る土地の所有者の承諾を得られる場合に限り、本支管として扱う。

(次に掲げる：ア～オは、中略)

- (2)供給管 導管のうち、本支管から分岐して使用者が占有し、又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのものをいう。
- (3)内 管 導管のうち、前号(本支管、供給管)に規定する境界線からガス栓までのものをいう。